

# 田中不二磨随行時の新島襄の身分

—三等書記官心得から附属通弁へ—

竹内力雄  
布施智子

## 1、はじめに

新島襄（以下、新島と略）は、アンドルーヴァー神学校在学中であつた一八七二年五月から約十ヶ月にわたり、岩倉使節団の理事官のひとり、文部省の田中不二磨（以下、田中と略）と共に欧米教育視察を行った。その時の身分について、年譜<sup>(1)</sup>では一八七二年三月十七日（陰曆 明治五年二月九日。以後、明治六年までの陰曆は括弧内に記す）の項に「三等書記官ノ心得ヲ以文部理事官随行……」<sup>(2)</sup>とある。また、一八七二年七月十九日の項には「新島七五三太 右三等書記官心得被免改テ当分御雇被仰付文部理事官<sup>(附)</sup>附属通弁御用可相勤候事 但御手当ノ儀ハ御用中一日墨銀六弗宛并日々御賄被下候事 特命全権大副使」とある。これらの表記によれば、新島の身分は、約十ヶ月に及ぶ田中への随行期間中、前半の五ヶ月間は「三等書記官心得」<sup>(3)</sup>、後半は「理事官<sup>(臨時職務也)</sup>附属通弁」（共

に文部省御雇)が正式な身分であったということになり、途中で身分変更があったと解釈できる。なお、「書記官」は太政官・外務省のみの官名であり、それが物議の因となっている。

本稿では、この身分変更について、マイクロフィルム「国立公文書館所蔵岩倉使節団文書」(田中彰監修『同書別冊附録』ゆまに書房、一九九四年)収載の諸史料によって、経緯を検証していきたい。なお、本文と脚注内の(R1・0123)の表記は、同マイクロフィルムのリールナンバーとコマ番号を指す。

## 2. 随行任命

一

新島七五三太

右多年当国在留教育事務篤志之人物ニ付今般文部省附属之心得ヲ以歐洲各邦学務取調被命度此旨奉願候也

聞届候御用中御賄可被下候条田中光頭可申談事」(R2・0399)

R2は「在米雑務書類」を収載しているリールである。本史料は日付を欠いているが、一八七二年正月初めと考えられる。田中光頭は「特命全権大使会計兼務、大蔵省理事官」で、本務は「大蔵省戸籍頭」であった。本史料に応じた次の史料がある。

一 各省理事官先発被致候ニ付而は書記官之内操合同行為致候得共猶通弁差支候ニ付於当地夫々申立も有之無  
據相聞候間留学生徒之内人撰夫々随行申付候左之通御坐候此段大蔵省文部省江御沙汰有之度存候

元安中藩

新島七五三太

右三等書記官心得ヲ以文部省理事官随御用中三等書記官同様旅手当被下候様」(R9・0401)

本史料も日付を欠いているが、『新島襄全集』八巻、八四頁では、一八七二年三月十七日(明治五年二月九日)とされている。R9は「在米中公信」のルールである。

前述の通り、新島はこの五ヶ月後の一八七二年七月十九日(陰曆八月二十二日)には「理事官附属通弁」に身分が変更される。この時、新島は田中等とともにオランダのハーグにおいて、南オランダの、国の教育視察官Dit Lindoを紹介され、その案内でオランダの国民教育を調査、視察していた最中であつた。

身分変更の要因となつたのは、一八七二年六月の特命全權使節(既出ではあるが、以後を含め岩倉使節団、或いは使節団と略す)の副使・木戸孝允と伊藤博文から、大・副使への次のような「理事官随行者の身分手当等に關する相談」である。これを大久保利謙編『岩倉使節の研究』二〇九頁では、以下のように記している。

「各省理事官随通行通弁方被命候書記官ノ儀、到底理事官ト進退ヲ共ニ致シ候者ニテ、以来使節一行ノ事務ニハ關係不仕候、然ル上者書記官ノ名義不適当ニ御座候ニ付、之ヲ改メテ理事官随通行被命候方可然、且共手当向等モ其者ノ等級ニ応シテ下賜有之候事至当ト被存候、右御相談ニ及候

六月

木戸孝允

伊藤博文

大副使

閣下

岩倉

大久保

山口<sup>(5)</sup>〔在英雜務書類〕

右はR3・0197に相当する史料である。右側括弧内の表記は、R3・0197の原本表記であり、原本には読点はない。これを受けて、次の史料に続く。

「一 書記官中其当務ニ関係せず諸省之理事官ニ随ひ其通弁并ニ取調等相務候様申付候もの有之此輩ハ依然書記官之名義を冒し其手当てを占候てハ条理ニおゐて不都合ニ被存候間即書記官を免し更ニ理事官隨行申付其元身分に依り御手当向相渡候様取計申上候

二等書記官被免

長野桂<sup>(次)</sup>二郎

工部理事官隨行申付

外務省七等出仕  
長野桂二郎

三等書記官被免

川路寛堂

大蔵省理事官隨行申付 外務省七等出仕

川路寛堂

(中略)

右之条々可得御意如此御坐候也

使節五名

三条太政大臣殿

参議

外務卿 御中」(R8・0461、0462「欧米派出特命全權大使公信 乾」波士敦 明治五年七月一日(一八七二年八月四日)付)

この件については、明治五年八月十五日発信の「本朝公信」第二十号にて承認されている。<sup>⑥</sup>また、右の事例以外にも、後の日本銀行初代総裁となる吉原重俊(大原令之助)<sup>⑦</sup>も同様であったことが、次の史料から分かる。

「大原令之助

三等書記官被 免隨行之心得を以て外政事務取調之為使節歸朝迄英國に滞在申付候事

〔一八七二年八月二十二日〕  
明治五年七月十九日 特命全權大副使

本日当人<sup>江</sup>辞令相渡し會計掛<sup>江</sup>達す」(R3・0119)

### 3. 身分変更

2. にて述べた件が、いよいよ新島の身分にも波及する。即ち、明治五年七月十九日(一八七二年八月二十二日)付で書記官から、おそらく大・副使宛に「御達案」付の伺書が提出され、田中もその通りに処理したのである(R3・0114、「在英雑務書類」。R3・0115も同様)。書記官伺書の内容は、新島のみが三等書記官心得を名乗っているのは条理に反し、納得できないとするもので、新島が標的となっている。一応、手当は減らないよう、月額墨銀(メキシコ銀貨)百八十ドル、賄料は内々に出すと配慮されている。杓子定規に身分変更が執行されれば、つまり現地雇で官途に就いておらず、またその意志も明示せず、官員として元の官等も勿論なく、奏任官待遇でなくなれば、手当(日当)、賄料が大幅に下がる事態も有り得たといえる。

〔別紙新島七五三太之義ニ付奉伺候書面御下ケ相成熟読勘弁仕候一体書記官より隨行被仰付候もの之義ニ付而は此程より被仰出候趣意も御座候間七五〇<sup>マ</sup>太而已ニ限り三等書記官心得之名義を冒候義如何にも不都合ニ被存候間一応御免相成候様仕度然る上にて改免て私費留學生徒より御雇被仰付文部理事官附屬通弁御用可心得旨被仰渡御手当之義は御用中一日墨銀六弗宛并内々之御賄被下方可然尤御手当向之義は最初御雇之節同人より申立候内情も御座候間唯今ニ至り被下もの御減相成候而は当人も御雇之義御受申し間敷候ニ付前文之通ニ被下度且御雇之名義ニ候得ば右之御手当被下とも外之理事官隨行之向へ有害候義も有之間敷と奉存候依之御達案相添評議仕候

七月十九日

書記官

御達案

新島七五三太

右三等書記官心得被免改て当分御雇被仰付文部理事官附屬通弁御用可相勤候事

但御手当之義は御用中一日墨銀六弗宛并内々御賄被下候事

伺之通相濟候ニ付本日御達案書付田中文字部大丞<sup>五</sup>相廻す

木戸

大久保

伊藤〔R3・0114〕

次は、前文冒頭の「別紙」である。

「 米国私費留学生徒

新島七五三太

右三等書記官心得を以て文部省理事官随行被命被在候処先般書記官を以て理事官随行之義名義情実とも不都合之赴以長野桂<sup>※</sup>二郎川路寛堂書記官被免候上八同人二も三等書記官心得被免改て文部理事官随行被命可然奉存候尤右様被命候共御手当之義は是迄通被下候筋二有之候哉御評決奉仰候也

但下文御達案ヲ以奉伺候

御達案

新島七五三太

右三等書記官心得被免候事

同人

右文部省理事官随行申付候事

但御手当之義は此迄之通一ヶ月墨銀百八十弗并御賄被下候哉又は外相当之所可被下

候哉相伺候

木戸公 新島儀は元来申立之趣も有之一時の名義を以て書記官被仰付候事二

付長野川路同様被仰付可有之職任相当之御手当と申事も難被行候間諮り内別之

給料二而も被立下候様いたし度委細尚可申陳候事

田中不二麿随行時の新島襄の身分―三等書記官心得から附属通弁へ―

大久保侯 御手当之義川路同様勿論ニ存候

伊藤公 理事官随行申渡職任相当之御手当可被下候事」(R3・0115)

以上の史料から、新島の身分変更の経緯が明らかになる。一等書記官は、十五等まである官等のうち、原則五等の者(外務省であれば「外務少丞」で田辺太一が該当する。他に外務省六等出仕の何礼之、大蔵省出仕の福地源一郎。二等書記官は「外務少記」(明治四年七等出仕)の渡辺洪基、外務省七等出仕の小松済治(燾盛)、林薫、長野桂次郎。三等書記官は同じく七等出仕の川路寛堂である。ちなみに官等一―三等は勅任官、四―七等は奏任官、八―十五等は判任官である(「書記生」は判任官)。

岩倉使節団での三等書記官の手当等は、支度料 二百五十両(一時限)、別段手当 八十両(一時限)、月御手当 百八十ドル(従前の日当なし。船賃、賄代その他は旅費規程による)であった。<sup>(9)</sup> 五等書記官となると、支度料 百八十両、別段手当 五十両、月御手当 百三十ドルに下がり、「理事官附屬通弁」の身分になれば、その職掌から正式官員でなく臨時雇でもあり、奏任官でなく判任官待遇となり、さらに諸手当は減少することとなる。新島の身分について論じられるようになったのは、米英(特に米國)では、新島の存在価値は大きかったが、ヨーロッパ大陸の英語圏以外の国々では、その存在価値が薄れてしまったことに一因があるのではないだろうか。新島の身分変更について、親身になって心配してくれたのは木戸孝允であったことが先の史料からうかがえる。大久保利通は、川路寛堂と同じ扱いにするようにと述べている。川路は外務省七等出仕であり「三等書記官」たり得る官等である。彼の場合は身分の変更はあっても、諸手当に変更はなかったのである。伊藤は「職任相当之手当」としているが、形式的には新島は現地採用の臨時雇の身なので、先述の通り判任官かそれ以下となり、川路と同様にはいかず、諸手当は大幅に下がり、少なくとも賄料なしとなる可能性もあった。



新島の「三等書記官心得」は七等出仕相当である。田中の他の随行員はそれぞれ、長与専斎・文部中教授Ⅱ六等出仕、中島永元（秀五郎）・文部省七等出仕、近藤鎮三・文部中教授Ⅱ九等出仕、今村和郎・文部中助教Ⅱ九等出仕、内村良蔵・文部省九等出仕であった。そのため、新島は田中の随行のなかでは、当初優遇された官等であったことが分かる。身分変更によって新島の諸待遇が下がったことを示す史料は、見つかつてはいない。しかし、待遇面では実際に変更がなかったことは、冒頭に紹介した特命全権大副使からの辞令「…一日墨銀六弗并内々御賄被下候」から明らかである。一日六ドルは、月百八十ドルの手当である。木戸や田中の新島への配慮が働いたのではないだろうか。このような経緯で新島は、省庁長官の奏薦を経て勅裁を得る奏任官の待遇である三等書記官心得ではなくなり、先述の伊藤のいう「職任相当」の身分、つまり書記官が新島の身分として妥当とした「随行心得通弁」に変更されるに至ったのである。「随行附属通弁」はもはや勅裁を必要とする官等ではない。

以上の通り、新島の田中随行時における身分変更に関する史料の紹介を終える。次に、随行時の新島の動向に関わる史料を付記として提示しておきたい。

田中一行がオランダで教育制度調査をした際に種々世話をしたリンドーについてである。一八七三（明治六）年二月二十四日から三月七日まで、使節団はハーグに滞在（田中一行の六ヶ月後）していたが、木戸孝允は田中から聞いたとしてリンドーに日本政府として謝意を表したいと、ほかの大・副使にこれを認めるよう要請していた。

「当国督学リンドーと申者教育事務取調ニ就きてハ格別尽力周旋致呉候趣兼而文部理事官より申立有之今度敝職着府以来も教育事務質問学校巡視案内等相頼候上当国政治律例書類繙訳之義をも頼訣致し置候俟難黙止候就而ハ

持越品之内ニ而相応之物謝礼として差贈り申度宜しく御評議可被下候

三月四日

木戸孝允

岩倉侯 具視

大久保侯 利通 (R3・0213)

次に紹介するのは、田中隨行の一人である内村良藏の動向が明らかになる史料である。

「内村良藏

右は英国滞留罷在候処此度同行李国へ出張いたし候条此段御届申候也

壬申十一月八日

田中 文部理事官

特命全權使節

御中 (R3・084)

この史料の明治五年「十一月八日」は、一八七二年十二月八日で、帰国準備打ち合わせのために、田中一行全員がベルリンに集まったのであろう。

4. おわりに―隨行終了前後―

「新島七五三事本省理事取調向概略相済候ハ、隨行差免候様便宜取計申度此段御聞置奉願上候尤差免候時日は其節御届可仕候

申十月

田中 文部大丞

全權使節

御中

前書之通り候間奉入御覧候也

木戸公 大久保公 伊藤公 各閣下

書記官」(R2・0492)

この史料の「申十月」は明治五年十月(一八七二年十一月末頃)で、願書にある「其節」は次の史料である。

「新島約瑟理事事取調御用相済候二付随行御免之儀本人へ相達候也

酉正月廿八日

文部理事官田中不二磨

特命全權使節

御中」(R2・0492)

右の上申から、新島が随行を免ぜられたのは、明治六年(1873)正月二十八日、あるいはそれより少し前ということになる。さらに興味深いのは、新島の名前をこれまでの「七五三太」ではなく「約瑟」<sup>【イェセ】</sup>と、新島の英語名を記していることである。田中は、新島を幼名で呼ぶことに憚りがあったのか、新島の生活態度が日本人より西洋人的であったためか、あるいは田中が西洋の社会生活に馴染んだためだろうか。いずれにしても「新島約瑟」が日本の公文書に現れている稀有な例である。この英語名「約瑟」を対外的に自署したのは、一八七二年五月三日付の父・民治及び、木戸孝允宛書簡が最初である。この自署は自らのアイデンティティの自他に対する宣言といえる。特に木戸に対するものは、明治政府に対する宣言でもある。

以上、田中随行時の新島の身分変更についての史料紹介を終えたい。随行の後半は、その身分変更から、新島は疎外感を味わうこともあったのではないかと推測されるが、そのことに触れる言辞を新島は遺していない。誘われても日本政府に出仕しなかった要因の一つかもしれないし、これによって日本政府（文部省）内には、自らは心持良く存在し得ないことを実感した可能性もあるのではないだろうか。

（注）

- （1）新島襄全集編集委員会編『新島襄全集』八巻、同朋舎出版、一九九二年。他に、田中随行時の新島の身分についての先行研究としては、大越哲仁「岩倉使節団員としての新島襄」『新島研究』第九十号、一九九九年が挙げられる。しかし新島の身分について「新島は、使節団本隊に属する。三等書記官心得の官職に就くのと同時に、田中文部理事官に対する随行という官職にも就いたのである」（一五四頁）とある。まず、「随行」は官職ではなく、田中に対する関係性を示す「身分」を示しているだけで、「随行補助員」の意が妥当である。また、「三等書記官」は当時の明治政府における官等の官名（外務省）を示すもので、「心得」は正式ではないが一時的にその職に任ずる意味を持つ。新島の場合、田中への「随行」が先にあって、その報酬が論点となったとき、新島は政府の官僚ではなく、官等もないため、臨時に三等書記官（心得）として扱い、それに応じた旅費や報酬等を支給する事となったのである。また、大越論文を反映して本井康博『新島襄の交遊』思文閣出版、二〇〇五年でも新島の身分を「理事官随行という官職」と記されている（七五五～七十七頁）。田中随行時の新島の「役割（職掌）」は、最終的には辞令にあるように「理事官附属通弁」である（「文部省附属心得」↓「文部省御雇」が「官職」に相当）。
- （2）同前書、八十四頁。括弧内の表記は、後述のR3・0114の記述による。
- （3）同前書、一〇一頁。括弧内表記についても同前。七月十九日の日付は陰暦明治五年の日付で、陽暦では一八七二年八月二十二日である。
- （4）竹内力雄「文部省『理事功程』覚え書―新島襄作成説攷―」三十八頁、『同志社談叢』三十八号、二〇一八年。
- （5）大久保利謙編『岩倉使節の研究』宗高書房、一九七六年、二百九頁。

(6) 大久保前掲書、二百九頁。

(7) 大原令之助（吉原重俊（弥次郎・一八四五〜一八八七年）慶応三年三月、薩摩藩の命により仁礼平助（景範）、江夏壯助、種子鳥敬輔、湯池治左衛門（定基）と共に米国留学した薩摩藩第二次米国留学生五人のうちの一人。三等書記官（官等六等）として随行中、明治五年七月十九日付で免ぜられ、使節団随行心得となり、使節団帰国まで英国に留まり、外政事務取調という名の業務に就く。明治六年に帰国後は外務省に移り、一等書記官（官等五等）、その後大蔵省に移り、明治十七年には初代日本銀行総裁。コーネル・カレッジにて政治、経済を修める。明治維新にて藩の援助がなくなり困窮したが、苦学して学業を続けたと言われる。岩倉使節団が渡米し、その力を買われて三等書記官に任ぜられた。

〔一〕鹿兒島県士族杉浦弘藏（畠山義成）大原令之助三等書記官申渡候令之助儀ハ今般利通随従帰朝致候尤二等書記官小松叢盛モ同様帰朝ノ事之候」（大使公信）第三号明治五年二月九日。大久保前掲書、百七十二頁。）

右「大使公信」より、杉浦弘藏、大原令之助の現地（米国）での三等書記官採用の件を正式に本国政府へ報告していることが分かる（吉原については染川亨編『鹿兒島城下下荒田郷土史』一九三一年、七十九〜八十三頁参照）。

吉原は、同じ薩摩藩出身の大久保利通の通訳をしていたようで、条約改正の全権委任状を求めて大久保利通が明治五年二月十二日（一八七二年三月二十日）、翌十三日に伊藤博文がワシントンD・Cを出発してニューヨーク経由で一時帰国（明治五年三月二十四日。同年五月十七日横浜発、同六月十七日ワシントンD・C着）の折、大原令之助も大久保利通に随行して一時帰国している。

〔任三等書記官

特命全権大使

吉原重俊

明治五年五月（大久保前掲書、百七十二頁）

(8) 長野桂次郎（立石斧次郎（一八四三〜一九一七年）蘭・英語通辞。万延元年遣米使節の随員として加わり、その流暢な英語からトミーの愛称で親しまれた。明治になって改名。英語に堪能なことはよく知られていたため、通訳として使節団随行を要請されたと推察される。当初は政府吏員でなく、二等書記官（官等五等）として使節団主要メンバーより一ヶ月遅れで明治五年十一月八日に任命された。随行中に身分変更で官等が下げられ、外務省七等出仕となり、工部理事官（工部省造船頭・肥田為良）随行。帰国後、そのまま工部省に出仕した。

田中不二麿随行時の新島襄の身分―三等書記官心得から附属通弁へ―

(9) 川路寛堂(一八四五―一九二七年)大蔵官僚、のちに教育者としても知られる。江戸城開城の報を聞いて自決した川路聖謨(幕末の外交に尽力した幕臣)の孫。幕末、留学生取締として渡英、海軍術を習ったとされる。使節団の通訳(三等書記官)として随行。その途次、身分変更によって先の長野桂次郎と同じく、外務省七等出仕の官等を授けられた。官等は三等書記官の六等から七等へと下げられている(大久保前掲書、百七十五頁参照)。

(10) R1・087「欧米大使全書」第二十四号 明治四年十一月三日。

補1

注7で言及した、畠山義成については、本誌三十八号竹内論文で触れられているが、補足しておきたい。Rutgers University Repository によれば、―entered Rutgers College in 1871, graduating in 1871―とある。また『公文録』明治九年第二百二十四巻「官員」の部に「畠山中督学米国ニテ学士ノ称号受取届」がある。

「畠山義成学士称号之件上稟

中督学畠山義成

右米国費拉特費府出張中過ル六月廿二日ニュープランスウイキロフガルス大学校ニ於テ学士ノ称号Master of Arts. 相受候旨届出候条此旨上申候也

明治九年八月十五日

文部大輔田中不二麿代理

文部大丞九鬼隆一

右大臣岩倉員視殿

右の「中督学」は明治五―九年の文部省の官名で奏任官トップで官等は四等であった。米国 New Jersey 州の New Brunswick にある Rutgers College から畠山が、フィラデルフィアでの米国建国百年記念の万国博覧会に出張中、母校から文学修士 Master of Arts の称号を贈られたのであるが、「修士」になじみなく、「学士」と訳出されているのではないだろうか。この学位は「名誉学位」的なものであるとも推定される。

補2

新島随行時代の官員の俸給と旅費について紹介したい。官等によって、その差がいかにか大きかったかが分かる。新島の「身分変更」のシリアスな側面を知る一つの史料である。

〔明治四年九月二日付法令〕「太政官第四百十七輪郭付（史官）別刷『月給定制』」によれば、以下の通りである。

- 官等一等 八百両
- 官等二等 六百両
- 官等三等 五百両
- 官等四等 四百両
- 官等五等 三百五十両
- 官等六等 二百五十両
- 官等七等 二百両
- 官等八等 百五十両
- 官等九等 百両
- 官等十等 七十両
- 官等十一等 五十両
- 官等十二等 四十両
- 官等十三等 三十両
- 官等十四等 二十五両
- 官等十五等 二十両
- 正九位 十六等 十五両（明治三年から四年初頭まで存在した判任官最下部）
- 従九位 十七等 十二両（明治四年十月七日取消、十五等相当となる）
- 同外一等 十両
- 同外二等 八両

田中不二麿随行時の新島襄の身分―三等書記官心得から附属通弁へ―

田中不二鷹隨行時の新島襄の身分―三等書記官心得から附属通弁へ―

同等外三等 七兩

同等外四等 六兩

つまり、岩倉使節団出發時の官員最下位（判任官、官等十五等）とトップとの差は四十倍である。

これ以前、明治二年からは官員の年俸（「官録定則」明治二年第七十七）は現米で、最高は千二百石、官等を十八に区分して、最小は十二石と、百倍もの格差があった（『日本官僚制総合事典』東京大学出版会、二〇〇一年、三八七―三八九頁参照）。

「旅費支度料並滞在中宿代月手当等」（いわば「旅費定則」）は、太政官第二百二十一（輪郭付。明治四年五月三日（布）四月ノ刻）の「別紙」によって定められた。それによると、支度料相当定額は当時の官等で、第一・二等では「金三百兩 上下十一人 馬一疋」とある。この「上下十一人」は本人と従者十人の意、支度の中には「長棒駕籠一挺 長持三棹 両掛笠籠四荷 修復代」とある。ただし、月額で他は日数に応じて按分である。官等中位の第七・八等では「金八拾五兩」でその内訳は「当身（本人の意味）並従者四人支度其外切棒駕籠一挺 両掛笠籠四荷修復料」であった。これは、田中隨行時の新島の「三等書記官心得」の官等である。官等最下位の第十五・十六等では「金二拾兩」で、内訳は「当身並従者一人 支度其外両掛一荷」となっている。支度料では、上下で十五倍の差があったのである。

日当はどうだったのかというと、第一・二等は二兩、第七・八等は一兩、第十五・十六等は一分一朱で、上下格差は六・四倍であった。

旅籠料は「一人 但上下差別無之 一泊永二百文 昼食永百文」である。永楽錢一〇〇文＝一貫＝金一分とすると、極めて安い宿泊代と賄料と言える。右の「旅費定則」は明治五年二月、「大藏省第二十七号（二月）」にて更正（改正）され、二月二十五日から施行となった。先に紹介した従者・人数等は撤廃され「供連並人足遣ヒ銘々勝手次第タルヘシ」（第一章）となり、第八章も改められ「官船或ハ外国御雇船等ニテ御国内航海並海路巡回ノ向 船中ノ賄ハ都テ官費タルヘシ 但勅奏任官ハ上等判任官は中等 其以下都テ下等ノ賄タルヘシ」となった。（「日当東率表」）によって官等の違いによる日当が細かく示されている。例えば「外国航海」では次表の通りとなっている。

外国航海 但 郵船汽車並賄向 トモ官費	太政大臣	參議・一等	七等	十五等
	日当四円二十五錢 外二支度金九百円	同三円七十五錢 外五百四十円	同一円七十五錢 外百八十円	同五十七錢 外五十円



便宜上、上・中・下の官等分のみを抜粋したが、上下格差は日当七・五倍、支度料十八倍となる。ちなみに、新島は七等の扱いであった。支度料は一国を代表する官と、そうでない官とで差がつけられるのは当然のことでもある。

賄料については、以下の通りである。

「勅任官

上等賄

奏任官

一日 一円三十五銭

判任官 中等賄

一日 九十銭

等外 下等賄

一日 五十銭（明治五年 太政官第五百五十四号）

賄料については、上下格差が大きいのは好ましくないと考えられるが、上下等の格差は二・七倍である。当時、田中と新島は一日一円三十五銭の「上等賄」であったと考えられる。

明治五年十月十五日（一八七二年十一月十五日）、これまでの「旅費定則」が改正部分を含めて全て廃止され、いわば新「旅費定則」が出された（明治五年十月太政官第三百九号）。十月十五日施行で「現今旅行中ノ向タリ此本日限より改正可致事」と規定されている。その第八章は、「外国御用ノ向郵船汽車其外賄向等都テ官費ヲ以支給スヘシ」とされ、これにてこの年の七月以降、新島の身分変更への書記官の要求や変更に伴う諸手当の減少、「内々に賄料を支給する」といった、本来支給されない手当を貰っているような引け目を含め、経済面ではこの法令によって法的に裏づけされ、完全に心配が要らなくなったといえる。ただし、随行終了二ヶ月ほど前のことであった。

